

有限会社 柚冬庵 一般事業主行動計画

(有)柚冬庵では仕事と子育てを両立することができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業等、取得後の健康の確保に係る制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 情報収集や制度整備を図る。
- 令和 9 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布する。

目標 2：育児休業等取得後、働き続けていく上での女性従業員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 9 年 1 月～ 相談窓口の設置について検討。
- 令和 10 年 4 月～ 研修の実施。

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年 5 日以上とする。

<対策>

- 令和 8 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和 8 年 9 月～ 有給休暇の取得予定表の掲示による取得促進の取組開始。